

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定について

(1) 計画の趣旨

この基本計画は、2018年（平成30年）3月に策定した「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を継承しながら、本市を取り巻く社会情勢の変化や2021年度（令和3年度）に実施した「加古川市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、今後、本市が取り組むべき人権に関する施策の方向性を示すとともに、人権文化を確立するために策定するものです。

(2) 策定期間 令和5年3月

(3) 計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間

(4) 計画の方向性

「加古川市人権に関する市民意識調査」結果の分析に基づき、新たな人権課題や従来の基本計画に比べ市民の意識が変容している点等を洗い出し、それらの課題等に対して取り組むべき人権教育、人権啓発の方策を示します。

(5) 策定の方法

市内の人権関係団体及び学識経験者等で組織する「加古川市人権教育啓発推進審議会」に計画の策定について諮問を行うとともに、パブリックコメント等を行い、計画を策定します。

(6) 策定のスケジュール

日 程	内 容
令和4年 6月	第1回加古川市人権教育啓発推進審議会、諮問
令和4年 8月	第2回加古川市人権教育啓発推進審議会
令和4年10月	第3回加古川市人権教育啓発推進審議会
令和4年11月頃	パブリックコメント
令和4年12月	第4回加古川市人権教育啓発推進審議会
令和5年 1月	第5回加古川市人権教育啓発推進審議会、答申
令和5年 3月	計画策定